

管路使用契約約款

2027年 4月 1日 実施

関西電力送配電株式会社

目次

I. 総則	- 1 -
第 1 条 (目的)	- 1 -
第 2 条 (適用)	- 1 -
第 3 条 (約款の改定)	- 1 -
第 4 条 (用語の定義)	- 2 -
第 5 条 (管路使用を認める事業内容)	- 2 -
第 6 条 (管路使用を認める設備)	- 3 -
第 7 条 (管路使用を認める当社管路)	- 3 -
II. 管路使用契約	- 4 -
第 8 条 (契約の成立)	- 4 -
第 9 条 (契約にあたっての注意点)	- 4 -
第 10 条 (契約期間)	- 4 -
第 11 条 (契約に係る業務の実施)	- 4 -
第 12 条 (契約の変更)	- 4 -
第 13 条 (解約 (廃止) および権利の移転)	- 5 -
第 14 条 (即時解約)	- 6 -
第 15 条 (原状回復)	- 6 -
第 16 条 (管路使用保証金)	- 6 -
III. 管路使用に関する手続き	- 7 -
第 17 条 (管路使用申請)	- 7 -
第 18 条 (管路使用調査等)	- 8 -
第 19 条 (管路使用申請の取消)	- 8 -
第 20 条 (管路使用工事および竣工報告)	- 9 -
第 21 条 (共架・管路申請管理システム入力代行)	- 9 -
IV. 管路使用料	- 10 -
第 22 条 (管路使用関係費用)	- 10 -
第 23 条 (支払方法)	- 12 -
第 24 条 (インボイスへの対応について)	- 12 -
第 25 条 (遅延損害金)	- 12 -
第 26 条 (単価改定)	- 12 -

V. 工事および保安	- 13 -
第 27 条 (工事の実施と保守管理)	- 13 -
第 28 条 (工事の届出と安全確保)	- 13 -
第 29 条 (作業員の資格要件)	- 13 -
第 30 条 (事業者の責によらない事由による通信設備の工事等)	- 14 -
第 31 条 (工事の優先順位と改修工事)	- 15 -
VI. 雜則	- 16 -
第 32 条 (当社柱への事業者所有地中立上げ管路について)	- 16 -
第 33 条 (当社人孔への事業者管路接続について)	- 16 -
第 34 条 (管路孔共同使用に係る協議)	- 16 -
第 35 条 (管路使用申請の拒否)	- 16 -
第 36 条 (無断管路使用時の管路使用料の取扱い)	- 16 -
第 37 条 (通信設備に関する異議求償等の取扱い)	- 17 -
第 38 条 (損害賠償等)	- 17 -
第 39 条 (電磁誘導等の処理)	- 17 -
第 40 条 (事業の移管)	- 18 -
第 41 条 (地位の譲渡等の禁止)	- 18 -
第 42 条 (届出)	- 18 -
第 43 条 (通信設備の提供)	- 18 -
第 44 条 (機密保持)	- 19 -
第 45 条 (個人情報の保護について)	- 19 -
第 46 条 (管轄裁判所・準拠法)	- 19 -
第 47 条 (反社会的勢力の排除)	- 20 -
第 48 条 (協議解決)	- 20 -

I. 総則

第 1 条（目的）

本約款は、総務省の策定する「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に則って、関西電力送配電株式会社（以下「当社」という。）が定める「管路使用申請の手引き」および「管路使用工法基準」（以下「管路使用申請の手引き」および「管路使用工法基準」を合わせて「標準実施要領」という。）に基づき、当社の事業運営上支障がない範囲で事業者の管路貸与要請を認め、その具体的な取扱いを当事者間で定めることにより、関係業務を円滑に遂行することを目的とします。なお、本約款または標準実施要領に変更が生じた場合は、変更後の定めによります。

第 2 条（適用）

1. 当社が事業者との間で締結する管路使用に関する契約（以下「管路使用契約」という。）に係る条件は、本約款および標準実施要領の定めるところによります。
2. 本約款と標準実施要領の定めがそれぞれ矛盾または抵触するときは、本約款の定めが優先します。
3. 本約款、および標準実施要領いずれにも定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

第 3 条（約款の改定）

当社は、必要に応じて本約款を改定することができ、改定後の約款は当社のウェブサイトに掲載することにより効力を生じます。なお、変更後の約款の内容ならびに変更の効力が生ずる日については、あらかじめ当社ウェブサイトに掲載することにより周知します。なお、当社が定める標準実施要領を変更する場合も、同様に変更後の内容および変更の効力が生ずる日をあらかじめ当社ウェブサイトにより周知します。

第4条（用語の定義）

本約款における用語の定義は以下の各号のとおりとします。

- (1) 管路等：当社が所有権を有する人孔、管路、洞道等をいいます。道路管理者が所有する電線共同溝管路等は除きます。
- (2) 通信設備：通信線およびそれに付帯する設備をいいます。
- (3) 事業者：当社の管路等を使用して通信設備を敷設または運用する法人または団体をいいます。
- (4) 管路使用：事業者が自己の所有する通信設備を管路等に敷設することをいいます。
- (5) 管路使用設備：事業者が管路等に敷設する通信設備をいいます。
- (6) 管路使用工事：事業者が実施する通信設備の設置、撤去、移設、改修等の工事をいいます。
- (7) 管路使用申請：管路使用工事を実施するにあたり、当社が管路使用工事の実施可否判断をするための当社への申込みをいいます。
- (8) 共架・管路申請管理システム：管路使用に関する事務手続きのために当社から提供するシステムをいいます。
- (9) サブダクト：同一管路に事業者通信線を併設するために管路内に敷設する管（インナーパイプ、インナーフレキ、纖維インナーダクト等。）をいいます。
- (10) クロスポイント：事業者が提示する通信設備構築ルート（以下「事業者側ルート」という。）と、管路使用申請に対して当社が提供可能な管路等に係るルート（以下「当社提供ルート」という。）が、当社または事業者において別途定める条件（事業者側ルートと当社提供ルートの交差の有無、離隔距離などを含む。）に該当する箇所をいい、事業者の調査依頼に基づき、当社にてクロスポイントの有無を調査することを「クロスポイント調査」といいます。
- (11) 異経路構成：クロスポイントがない経路構成をいいます。
- (12) 冗長性確保調査：異経路構成を確保できるかを事業者からの依頼に基づき当社にて調査することをいいます。

第5条（管路使用を認める事業内容）

管路使用は、電気事業法、電気通信事業法、放送法、有線電気通信法、電波法、道路法、その他関係法令等（行政庁が定めるガイドライン等を含む。）を遵守することを条件に、以下の各号のいずれかに該当するものに限り認められます。

- (1) 認定電気通信事業者の行う事業
- (2) 地域インフラネットなどの公共的な電気通信設備を敷設する自治体等の事業
- (3) その他当社が認める事業

第6条（管路使用を認める設備）

当社が管路使用を認める設備は、光ファイバーケーブルに限定するとともに、事業者は光ファイバーケーブルの敷設にあたり、管路内に存在する既設ケーブルと光ファイバーケーブル相互の損傷事故防止の観点からサブダクトを使用し、関係法令および標準実施要領を遵守します。なお、サブダクトの費用については、事業者負担とします。

第7条（管路使用を認める当社管路）

当社は、当社の事業運営ならびに保守保安上支障がないと認められ、かつ以下の各号のいずれにも該当しない場合に限り、管路等の貸与を認めます。

- (1) 管路使用を希望される区間の管路等に、空きがない場合。
- (2) 管路使用を希望される区間の管路等を、当社が5年以内に使用する計画がある場合。
- (3) 管路使用を希望される区間の管路等を、当社が5年以内に大幅な改修をするまたは移転する計画がある場合。
- (4) 事業者の設置しようとする通信設備が、標準実施要領に適合しない場合、または当社設備の建設、保守において困難がある場合、もしくはそのおそれが強いと当社が判断する場合。
- (5) 事業者の責に帰すべき事由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、または重大な不履行もしくは救済不能の不履行が発生するおそれが強いと当社が判断する場合。
- (6) 事業者が行おうとする通信設備の設置が、設備法令関係等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあっては、事業者または当社が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得もしくは、占用許可等の条件の変更に困難がある場合、またはそのおそれが強い場合。
- (7) (5)に定めるもののほか、事業者の責に帰すべき事由により過去に守秘義務、目的外使用的禁止その他当社との契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、または重大な不履行あるいは救済不能の不履行が発生するおそれが強いと当社が判断する場合。
- (8) その他当社事業の遂行に支障がある場合、またはそのおそれが強いと当社が判断する場合。
- (9) 過去に竣工届を提出せず、または通信設備の移設時の対応を拒否した場合。

II. 管路使用契約

第 8 条 (契約の成立)

管路使用契約は、当社の提示する本約款によることを事業者が共架・管路申請管理システムまたは当社が別途定める方式により同意し、当社がかかる同意の意思表示を受領した時点で成立します。

第 9 条 (契約にあたっての注意点)

- 事業者は、管路使用契約に際して、法令や行政庁が定めるガイドラインならびに本約款および標準実施要領を遵守し、管路使用に際し必要な許可や認可を行政庁から取得するとともに、土地所有者からの承諾についても確実に得ることとします。
- 第三者より当社に対して管路使用に関する苦情等の申し出があった場合には、事業者の責任と負担において解決し、当社に一切迷惑を掛けてはなりません。

第 10 条 (契約期間)

管路使用契約の期間は、第 8 条 (契約の成立) に基づき当社が同意の意思表示を受領した日から開始し、当該日から 5 年経過後初めて到来する 3 月 31 日までとします。なお、契約期間満了の 6 か月前までに当社または事業者から契約を更新しない旨の申入れがないときは、管路使用契約は自動的に同一条件で 1 年間更新されるものとし、以降も同様とします。

第 11 条 (契約に係る業務の実施)

当社は、共架・管路申請管理システムに掲載し、または事業者に交付する管路使用明細書に記載している通信設備を管路使用設備として取り扱い、共架・管路申請管理システムまたは管路使用明細書の記載に基づいて管路使用契約に係る業務を実施します。事業者は、共架・管路申請管理システムに掲載され、または管路使用明細書に記載されている内容が正確であることを保証します。

第 12 条 (契約の変更)

管路使用設備、契約者の名称もしくは商号または契約当事者、管路使用契約に係る連絡窓口その他の契約内容の変更は、事業者からの共架・管路申請管理システムまたは当社が別途定める方式による申請手続きを受けて当社が承諾することにより実施されます。

第13条（解約（廃止）および権利の移転）

1. 事業者の全ての管路使用設備の撤去、または契約当事者の変更が必要となった場合、事業者は当社に対し、第10条に定める契約期間中であっても、共架・管路申請管理システムまたは当社が別途定める方式による申請手続きにより、契約の解約または契約当事者の変更を申請することができます。なお、解約または契約当事者の変更に伴い生じる費用は事業者の負担とします。
2. 前項の規定に基づく契約の解約日または契約当事者の変更日は、それぞれ次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 管路使用設備の全撤去による契約の解約日
事業者から管路使用設備の撤去完了報告を受け、当社が全ての管路使用設備の撤去を確認し、竣工届に不備がないと認め、事業者の債務が全て履行されていることを当社が確認できた日とします。
 - (2) 契約当事者の変更日
当社が旧事業者および新事業者から契約当事者の変更に必要な書面を全て受領した日（共架・管路申請管理システムを用いた申請においては、旧事業者が発行した申請用IDを用いた申請を新事業者から受領した日。）とします。ただし、当該日において、旧事業者の債務が全て履行されているか、または未履行債務について旧事業者による債務履行の見込みがあること、および全ての管路使用設備についての権利が新事業者へ移転していることを、当社が確認できた場合に限ります。
3. 事業者は、事業譲渡その他の理由により管路使用設備に関する権利を移転する場合は当社指定の方法により申込みを行います。この場合において、事業者は、管路使用設備に関する権利の移転先に対し、本約款および標準実施要領の内容その他の管路使用設備に関する事項について事前に説明し、管路使用設備の使用を継続する場合は当社との管路使用契約が必要となることについて事前に了解を得なければなりません。
4. 当社は、当該年度の2月末日時点で共架・管路申請管理システムに事業者として登録されている者に、第22条に基づき管路使用料金の請求を行い、契約当事者の変更に伴う管路使用料金の新旧事業者間の精算については一切関与しません。

第 14 条（即時解約）

当社は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず、直ちに管路使用契約を解約することができます。

- (1) 事業者が本約款に違反した場合。
- (2) 第 8 条に定める管路使用契約の成立後 6 か月以内に、事業者が管路使用を開始しないとき。
- (3) 管路使用を 3 か月以上中断しているなど、管路使用の必要性が無くなつたと当社が判断できる状況にあるとき。
- (4) 当社の承諾なく管路等その他当社の設備を使用したとき。
- (5) 第 22 条に定める管路使用関係費用その他の事業者が当社に対して支払うべき料金を、支払期日の 3 か月後までに支払わないとき。
- (6) その他管路使用契約を継続しがたい重大な背信行為があったとき。
- (7) 当社と事業者との間で締結した他の共架契約または管路使用契約等において、前号に類する行為があったとき。

第 15 条（原状回復）

1. 第 10 条に定める契約期間が更新なく満了し、または前条に基づく解約により管路使用契約が終了する場合、事業者は、当社の指定する期日までに異議なく自己の責任と負担において管路使用設備を撤去し、原状回復しなければなりません。
2. 当社の指定する期日までに事業者が原状回復しない場合、当社は事業者に対し、管路使用契約終了の翌日から原状回復が完了するまでの間、通常の管路使用料とは別に遅延損害金を請求することができます。この場合の遅延損害金については、第 25 条を準用します。
3. 管路使用契約の終了までに事業者が原状回復しない場合で、かつ前項の遅延損害金を支払わないときは、当社は事業者が管路使用設備の所有権を放棄したものとみなして、当該管路使用設備を処分できます。この場合、当社は、自ら原状回復した上で、その費用全額を事業者へ請求でき、事業者は、当社から原状回復費用の請求があったときは、当社の指定する方法および指定期日に従い当該費用を支払わなければなりません。
4. 当社が事業者に代わって原状回復を行う場合、管路使用設備を当社が撤去することにより管路使用設備の損傷または事業者の事業に支障が発生しても、事業者は当社に対して異議を申し立てすることができません。

第 16 条（管路使用保証金）

1. 当社は、事業者の管路使用工事に先立って、管路使用保証金を請求する場合があります。この場合、事業者は次項に基づき決定した管路使用保証金を当社に支払わなければなりません。
2. 管路使用保証金の預かり期間および金額は、当社と事業者が協議のうえ決定します。
3. 当社は、事業者の債務不履行があったときは、当該不履行に係る債務（損害賠償債務を含む。）に第 1 項の管路使用保証金を充当することができます。

III. 管路使用に関する手続き

第 17 条（管路使用申請）

1. 事業者は、管路等への通信設備の新設、廃止または変更を希望する場合、当社所定の方法により当社に管路使用申請を行います。
2. 事業者は、管路使用調査のみを希望する場合、前項の申請時にその旨を申し出るものとします。
3. 事業者は、クロスポイント調査または冗長性確保調査を希望する場合、調査の目的に応じてクロスポイント調査依頼書または冗長性確保調査依頼書を、第 1 項の申請時に提出するものとします。
4. 当社による管路導通試験の実施を事業者が依頼する場合、事業者は第 1 項の申請時にその旨を申し出るものとします。
5. 第 1 項の管路使用申請に必要な書類等は次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 管路使用調査兼使用申請書
 - (2) 使用を希望されている具体的な区間を明記した図面
 - (3) 使用場所の地勢図
 - (4) 敷設する光ファイバーケーブルの仕様書
 - (5) その他、標準実施要領で定める書類
6. 事業者は、管路使用調査、クロスポイント調査、冗長性確保調査その他の管路使用申請に伴い必要となる調査の依頼および管路使用申請にあたっては、当社の定める「収容空間情報等の開示に係る秘密保持の取扱い」に同意の上、申請するものとします。
7. 当社は、事業者による第 1 項の管路使用申請において必要な書類等の不足がない場合、または事業者が第 35 条に該当しない場合に限り、当該管路使用申請を受付します。

第 18 条（管路使用調査等）

1. 前条第 1 項の管路使用申請、前条第 3 項のクロスポイント調査または冗長性確保調査の依頼、または前条第 4 項の管路導通試験の依頼があったときは、必要な書類等の不足がない場合または事業者が第 35 条に該当しない場合に限り、当社はこれらの調査を行います。
2. クロスポイント調査については、当社で提供可能なルートを選定し、クロスポイントの有無を確認の上、管路使用明細書に確認結果を記載して回答します。
3. 冗長性確保調査については、クロスポイントが発生する区間に對して、代替ルートの提供可否を検討します。
4. 管路使用調査及びその他の調査の回答期間は原則 2 か月ですが、申請件数・亘長により 2 か月以上かかる場合があります。
5. 当社は、管路使用調査及びその他の調査の結果を「管路等使用承認・回答書」にて回答します。
6. 事業者は、管路使用調査、クロスポイント調査、冗長性確保調査その他の管路使用申請に伴い必要となる調査に係る費用として、第 22 条第 2 項に基づき算定される技術検討費用を当社に支払わなければなりません。
7. 技術検討費用については当社が管路使用申請を受付完了した時点で事業者に支払義務が発生します。

第 19 条（管路使用申請の取消）

事業者は、管路使用工事が完了するまでの間、当社に対して管路使用申請を取り消しできます。ただし、当社が管路使用申請の取消通知を受領した際に、管路使用調査または当社の改修工事に着手している場合、事業者は技術検討費用および改修工事費用を当社に支払わなければなりません。

第 20 条（管路使用工事および竣工報告）

1. 事業者は「管路等使用承認・回答書」受領後、事業を行うにあたり、関係監督官庁の許認可、届出その他の手続きを要するときは、自己の責任と負担において、すみやかにその手続きを行わなければなりません。
2. 事業者は、「管路等使用承認・回答書」受領後、管路等が建設されている土地の所有者および当該土地の使用権限を有する者との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な承諾取得を自己の責任と負担において行わなければなりません。
3. 事業者は、工事着手までに「ケーブル入線工事着手届」により当社に対し管路使用工事の着手を報告しなければなりません。
4. 事業者は、管路使用工事の施工完了後 2 週間以内に、「ケーブル入線工事竣工届」により当社に対し竣工報告を行わなければなりません。
5. 当社は、前項に定める竣工報告があったときは、必要に応じて管路使用設備の敷設状況を調査し、標準実施要領で定める事項に不適合があれば改善を指示します。
6. 事業者は、前項に基づく改善の指示があったときは、自己の責任と負担において改修を行うものとし、改修後、第 4 項に定める竣工報告を行わなければなりません。

第 21 条（共架・管路申請管理システム入力代行）

事業者は、自ら行うべき共架・管路申請管理システムへの情報入力が事業者の都合によりできない場合、有償にて当社に共架・管路申請管理システムへの入力代行を申し込むことができます。

IV. 管路使用料

第 22 条 (管路使用関係費用)

1. 事業者が当社に支払うべき管路使用料の単価は、以下のとおりとします。

<管路使用料単価 (税抜) >

使用形態 (事業者占用外径) ※	管路使用料単価 (税抜)
10Φ 以下	90[円／条・m]
20Φ 以下	350[円／条・m]
30Φ 以下	860[円／条・m]
30Φ 超～50Φ 以下	1,720[円／条・m]

※ 事業者占用外径は、サブダクトを使用している場合はサブダクト外径とします。ただし、サブダクトが「纖維インナーダクト」の場合は、ケーブル外径に「纖維インナーダクト」を加えた外径とします。

地域事情、洞道・橋梁添加など特殊事情により標準単価を適用できない場合は、別途使用料を算定することとします。

当社は、毎年 2 月末日時点における管路使用設備数に使用形態の種別に応じて上表に定める単価を乗じて当該年度の管路使用料を算定し、かかる管路使用料に消費税を加えた金額を毎年 3 月上旬までに請求書を発行して請求します。事業者は、当社が発行する請求書に記載された金額を、同請求書に記載された支払期限までに支払わなければなりません。

(2027 年度利用分の例)

2027年度利用分の請求															
2028															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8

2027年度利用分

2. 事業者が当社に支払うべきその他費用は、以下のとおりとします。

<その他費用（税抜）>

(1) 技術検討費用：管路使用申請に伴い当社が行う管路使用調査その他の調査に対する費用

項目	技術検討費用 単価（税抜）
管路（机上検討）	7,000[円／100m]※
管路導通試験	実費相当

※ 技術検討費用 管路（机上検討）の適用は、100m単位とします。（端数切り上げ）

- ・管路（机上検討）については事前協議を実施したすべての亘長を適用します。
- ・当社柱への事業者所有地中立上げ管路の調査費用については100mあたり7,000円（税抜）とします。
- ・当社人孔への事業者管路接続の調査費用については人孔1箇所あたり7,000円（税抜）とします。

(2) システム代行入力費用（2028年度システム化以降に適用します。）

	基本単価（税抜）
管路使用調査申請 ※	5,500[円／件]
竣工報告	5,000[円／件]
書類作成・発送手数料	1,000[円／件]

※ 技術検討費用が別途かかります。

事業者は、前項に定める「管路使用料」のほか、技術検討費用および共架・管路申請管理システムの代行入力を申し込んだ場合は当該代行に係る費用を、それぞれ負担します。なお、費用の算定にあたっては、本項(1)に定める単価に亘長を乗じて算定した金額に、(2)に定める単価に申込箇所数等を乗じて算定した金額を加算するものとし、かかる費用に消費税を加えた金額を、「その他費用」として、当社が四半期毎に発行する請求書に基づき支払わなければなりません。この場合における支払期日については、前項の定めを準用します。

4～6月分						7～9月分				10～12月分				1～3月分			
請求			請求			請求			請求			請求			請求		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
・	・	・	管路使用料以外 その他費用			管路使用料以外 その他費用			管路使用料以外 その他費用			管路使用料以外 その他費用			・	・	・

3.請求書再発行時の取扱い

支払い期日超過、紛失等、事業者の責による請求書の再発行が必要となった場合は、再発行に係る費用を請求金額に加算します。

第 23 条（支払方法）

前条に定める管路使用料およびその他費用（本約款において、これらをあわせて「管路使用関係費用」という。）の支払い方法は、当社が指定する方法によります。

第 24 条（インボイスへの対応について）

当社は 2023 年 10 月 1 日より施行されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）に対応し、適格請求書発行事業者として登録番号を取得しております。取引（請求）に際しては、適格請求書に必要な事項（当社名・登録番号、取引年月日、取引内容、税率ごとの対価額および消費税額等）を記載した請求書を発行します。また、取引（返戻）に際しても、インボイス要件（当社名・登録番号・取引年月日・取引内容・税率ごとの対価額・消費税額など）を満たす適格返還請求書（返戻のお知らせ）を発行します。

第 25 条（遅延損害金）

第 22 条第 1 項および第 2 項に定める請求書に記載の支払期日までに、事業者が請求書記載の金額の全部または一部を支払わなかった場合には、当社は、その翌日から支払日まで未払額 100 円につき日歩 3 銭の割合で遅延損害金を徴収できます。

第 26 条（単価改定）

当社は、第 22 条に定める管路使用関係費用を、必要に応じて改定できます。

V. 工事および保安

第 27 条 (工事の実施と保守管理)

1. 事業者は、当社が別に定める標準実施要領に基づき、自己の所有する通信設備に係る工事（管路使用工事を含む。）、点検、その他保守作業等（以下、これらを合わせて「工事等」という。）を自己の責任と負担において行わなければなりません。
2. 事業者は、自己の所有する通信設備の工事等において、関係法令および当社からの指示（「標準実施要領」として当社が公表する内容を含む。）を遵守します。
3. 事業者は自己の所有する通信設備に関して、維持管理者を定め当社に届け出なければなりません。なお、維持管理者とは緊急時に技術的な対応が可能な者とします。

第 28 条 (工事の届出と安全確保)

1. 事業者が管路使用工事を行う場合は、当社指定の方法により届け出なければなりません。
2. 事業者は、作業員が当社の電気所または人孔を入退出する都度、当社の各設備保守担当箇所に連絡し、当社からの指示があればこれに従わなければなりません。
3. 事業者は管路使用工事を実施する場合、関係法令等を遵守するとともに酸素欠乏症を防ぐための十分な換気や酸素濃度の測定、空気呼吸器などの保護具の使用、検電等の実施による感電防止措置その他の安全措置を確実に実施し、自己の責任と負担において安全確保に努めなければなりません。

第 29 条 (作業員の資格要件)

1. 当社の管路等には、電力安定供給に必要な重要な設備が敷設されているため、セキュリティ、人身安全、設備安全の面から、事業者の工事等については、当社が指定する工事会社にて実施することを原則とします。
2. 事業者は、当社が指定する工事会社を使用しないときは、事業者の従業員のうち次の各号を全て満たす者を責任者として工事等に立会させます。
 - (1) 労働安全衛生規則第39条に基づき定められた安全衛生特別教育規程第5条および第6条に規定された電気取扱業務に係る特別教育としての学科教育および実技教育を経たこと。
 - (2) 酸素欠乏等防止規則第12条の規定に基づき定められた酸素欠乏危険作業特別教育規程に規定された学科教育を修了したこと。
 - (3) 人孔内作業に必要な空気呼吸器、人孔用安全帯、ガス検知器等の装備を常備し、人孔内作業時には常時それらを携帯し使用し得ること。
 - (4) 当社が実施する講習を受け、認定試験に合格すること。

第30条（事業者の責によらない事由による通信設備の工事等）

1. 関係監督官庁や第三者からの要請、または地域事情その他の事業者の責によらない事由によって、当社所有の管路等に工事等が必要となった場合において、事業者が所有する通信設備の工事（撤去を含む。）その他の措置を講じる必要があると当社が判断したときは、当社は事業者に対し、事前にその旨を通知します。このとき、事業者は、当社の指定する期日までに、自己の責任と負担において、該当する通信設備の工事等その他の必要な措置を行わなければなりません。
2. 事業者が当社の指定する期日までに前項の通信設備の工事等その他の必要な措置を行わない場合、当社は、事業者の負担で必要な措置を行うことができます。この場合、当社は当該措置に係る費用の全額を事業者へ請求でき、事業者は当社の指定する方法で当該費用を支払わなければなりません。
3. 当社が前項に基づき必要な措置を行うことにより、不具合等が発生した場合でも、事業者は当社に追加工事、賠償その他の措置を求めるることはできず、全て自己の責任と負担において解決しなければなりません。

第31条（工事の優先順位と改修工事）

1. 当社所有の設備と事業者所有の通信設備の両方に工事等が必要となったときは、原則として当社の工事等を優先します。
2. 事業者の事由により当社の管路等の改修工事が必要となった場合、当社が自己の責任において改修工事を実施します。その際、改修工事に係る費用は、事業者の負担とし、事業者は、当社の指定する方法により当該費用を支払わなければなりません。
3. 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事業者に対して事業者所有の通信設備の改修工事の実施を求めることができ、事業者は、当社の求めがあったときは、標準実施要領に基づき、自己の責任と負担において当社の指定する期日までに改修工事を実施しなければなりません。
 - (1) 事業者所有の通信設備により当社所有の設備が損傷した場合、またはそのおそれがあると当社が判断する場合
 - (2) 通信設備に不良が生じた場合
 - (3) 事業者所有の通信設備が当社事業の支障となった場合またはそのおそれがあると当社が判断する場合
 - (4) 当社の工事に伴い通信設備の工事が必要となった場合
 - (5) 関係法令または標準実施要領が改定され、通信設備がこれらの規定に適合しない場合
 - (6) 前各号の他通信設備の工事が必要な場合
4. 当社は、第三者からの通報等により改修が必要な通信設備を発見した場合、次のとおり対応します
 - (1) 緊急を要する場合
当社は、事業者に対し、通信設備の工事その他の必要な措置をただちに講じるよう指示します。当社は公衆保安上の危険があると判断した場合、仮処置を実施します。なお、当社による通信設備の仮処置により、通信設備を損傷させた場合においても、事業者は当社に対して通信設備の損傷に伴う復旧費用、営業補償、その他一切の費用を請求せず、また当社が実施した仮処置の内容について事業者は当社に対して異議求償等を一切申し立てすることができません。
 - (2) 緊急を要しない場合
当社は、事業者に改修が必要である旨を連絡します。
5. 事業者は、前項に定める当社からの指示または連絡を受けた場合、すみやかに通信設備の改修を行わなければなりません。

VI. 雜則

第 32 条 (当社柱への事業者所有地中立上げ管路について)

当社電柱に事業者が所有する管路を設置することは、日常作業における昇降柱の支障となるうえ、電柱移設の対応や車両衝突による折損時等の緊急時対応に支障をきたすことから、原則認めません。ただし、事業者が自ら所有する支持柱の設置場所を確保できない場合で、かつ当社電柱への設置しか方法がなく、当社が保守保安上の問題がないと認める場合については、個別に対応することとします。

第 33 条 (当社人孔への事業者管路接続について)

当社人孔への事業者管路の接続については、原則不可となります。以下の各号に定める条件をすべて満たすものに限り認めます。なお、当社人孔のコア抜きについては、当社から事業者へ強度計算に必要な構造図等を提供した上で、事業者が実施しなければなりません。

- (1) 事業者の具体的な管路使用計画があり、当該区間の築造により事業者側ルートの構成が可能となるもの。
- (2) 人孔強度、保守、保安上ならびに当社の将来の管路使用計画上支障がないと当社が判断するもの。
- (3) 当社設備について、原則として管路口取付以外の変更を有しないもの。

第 34 条 (管路孔共同使用に係る協議)

当社または当社が承認した第三者が、事業者との管路孔共同使用（事業者が現に通信設備を敷設している管路孔に他社が通信設備を敷設すること。）を申し入れたとき、事業者は、これを承諾し、当事者間で協議の上、保安、費用負担その他必要な事項について定めるものとします。

第 35 条 (管路使用申請の拒否)

過去に管路使用料金の滞納や、無断管路使用を発生させる、または、竣工届未提出、標準実施要領違反、管路使用設備の改修遅延もしくは管路使用設備移設時の対応拒否などの不適切な行いがあったと当社が判断する事業者からの管路使用申請については、拒否出来ます。

第 36 条 (無断管路使用時の管路使用料の取扱い)

事業者が、当社の承諾なく管路等の設備を使用したときは、当社は、事業者による当該使用の開始日（事業者の使用開始日が不明なものにあっては無断使用発見日の 5 年前の日。）まで遡って、第 22 条に従って算定した管路使用料の倍額を請求できます。

第 37 条（通信設備に関する異議求償等の取扱い）

事業者は、事業者所有設備に関して第三者からの異議求償等の申し出があった場合、事由の如何によらず、全て事業者の責任と負担において誠意をもって対応の上、解決を図るものとし、当社は一切関与しないものとします。

第 38 条（損害賠償等）

1. 当社の管路等または当社の行為に起因して、管路使用設備または事業者（その使用人、請負人、委託先、顧客を含む。）に損害を与えた場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
2. 事業者所有の通信設備または事業者（その使用人、請負人、委託先、顧客を含む。）の行為に起因して第三者に損害を与えた場合、事業者は自己の責任と負担で解決しなければなりません。
3. 前項において、第三者が当社による説明を求め、当社がそれに応じた場合、事業者は当社の説明に要した費用を支払わなければなりません。
4. 事業者所有の通信設備または事業者（その使用人、請負人、委託先、顧客を含む。）の行為に起因して当社に損害を与えた場合、事業者は損害賠償の責を負います。
5. 天災等不可抗力により当社の管路等または事業者所有の通信設備が損傷した場合、当社と事業者はそれぞれ自己の所有する設備について、自己の責任と負担で復旧を行わなければなりません。
6. 当社が何らかの理由により事業者に対して損害賠償を負う場合であっても、その金額は、事業者が現に当社に支払った管路使用関係費用の合計額を上限とします。

第 39 条（電磁誘導等の処理）

当社の設備に起因する電磁誘導または静電誘導により、事業者の事業に支障が生じた場合、事業者は自己の責任と負担でこれを処理し、は当社に対して異議求償等を一切申し立てすることができません。

第 40 条（事業の移管）

1. 当社は、管路使用契約に関する事業を関係会社に移管することができます。
2. 前項に基づき管路使用契約に関する事業が移管された場合、管路使用契約に基づく当社の権利および義務は、当該移管先法人に承継されます。
3. 事業者は、前項に定める権利および義務の承継について、当社または移管先法人に対して異議を申し立てることができません。
4. 当社は、事業移管を行うことを決定した場合は遅滞なく、事業者に対し、書面または電子的な方法により通知を行います。
5. 事業移管後も、本約款および、管路使用契約の内容は変更されることなく、移管先法人と事業者の間で効力を有します。

第 41 条（地位の譲渡等の禁止）

1. 事業者は、当社の事前承諾なく、管路使用契約上の地位または管路使用契約に基づき発生した権利もしくは義務を、第三者に譲渡してはなりません。
2. 事業者は、事業者所有の通信設備を第三者に譲渡、転貸、または当社所有の設備を第三者に使用させてはなりません。
3. 前二項の規定に違反した場合、当社は管路使用契約を解約でき、事業者は管路使用契約の解約の有無にかかわらず当社が被った損害を賠償しなければなりません。
4. 当社は、本約款に基づく管路使用に係る当社の業務の全部または一部の実施を、関係会社に委託することができます。

第 42 条（届出）

事業者は、以下の各号に掲げる事象が発生した場合、速やかに当社指定の方法により届出をしなければなりません。

- (1) 本店所在地、代表者、事業目的の変更
- (2) 事業遂行に必要な許可の取消しや営業停止命令
- (3) 事業の第三者への譲渡
- (4) 第 27 条に基づき定める維持管理者、または管路使用料等請求先の変更

第 43 条（通信設備の提供）

事業者は、放送法第 117 条により第三者に通信設備を提供するときは、同法第 118 条により事業者が定める契約に、当該第三者も本約款を遵守しなければならない旨を明記するとともに、当該契約の写しを当社に提出するものとします。

第 44 条（機密保持）

1. 当社および事業者は、契約に基づき知り得た相手方の情報を、管路使用契約期間中および終了後も第三者に開示、漏洩してはなりません。
2. 当社は、以下の場合に限り、事業者の情報を開示できるものとします。なお、事業者は当社との管路使用契約の締結をもって、本開示についてあらかじめ承諾したものとみなします。
 - (1) 第三者からの管路使用申請に伴い、管路孔の共同使用が必要と判断した場合
 - (2) 第 40 条に基づく事業移管の手続きに必要な場合
 - (3) 関係監督官庁、土地所有者等から開示を求められた場合
 - (4) 管路使用設備に係る対応が必要な場合
 - (5) 法令に基づき開示が必要となる場合
 - (6) 公衆安全確保の観点から緊急に開示が必要であり、事業者の事前の承諾を得ることが困難な場合

第 45 条（個人情報の保護について）

1. 当社および事業者は、管路使用に伴い収集、保管、利用される個人情報について、個人情報保護法およびその他関連法令の規定を遵守するものとします。ただし、前条第 2 項に該当する場合、当社は最小限の範囲で事業者の情報を第三者に開示することができ、事業者はかかる開示にあらかじめ同意します。
2. 当社および事業者は、個人情報の漏洩、改ざん、紛失などのリスクに対して適切な安全対策を講じ、情報漏洩の防止および対応に努めるものとします。
3. 当社および事業者は、個人情報に関する取り扱いについて、個人情報収集時の利用目的の明示、目的外利用の禁止、第三者への個人データ提供に係る同意取得その他の遵守すべき事項について、法令の規定に基づき適切な取り扱いを行います。
4. 当社および事業者は、個人情報主体からの開示、訂正、削除などの要求に対して適切に対応し、速やかに対処します。
5. 前条第 1 項または本条に違反した場合、当社および事業者は、適切な是正措置を取るとともに、被害を最小限に抑えるための措置を講じます。

第 46 条（管轄裁判所・準拠法）

当社と事業者は、本約款が日本法に準拠し、これに従って解釈されること、および管路使用契約に関する紛争については、大阪地方裁判所および大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 47 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および事業者は、管路使用契約の成立時および将来にわたり、以下のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
 - (1) 暴力団およびその構成員または準構成員
 - (2) 暴力団関係企業およびその役員または従業員
 - (3) 社会運動等標榜ゴロ
 - (4) その他前各号に準ずる者、およびこれらの者と密接な関わりを有する者
2. 当社および事業者は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれかの行為を行わないことを表明・確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および事業者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに管路使用契約を解除することができます。

第 48 条（協議解決）

本約款に定めのない事項や解釈に疑義が生じた場合は、当社および事業者は誠意をもって協議し、解決を図るものとします。